

令和 2 年度

事業実績報告書

本部

業 種	本部事務局	
施設 の 名 称	法人本部	
開 設 年 月 日	平成23年4月1日	
所 在 地	倉吉市福守町452	
常 勤 役 員 数	1名	
正 規 職 員 数	9名	
契 約 職 員 数		
組 織	総務課	人事課 経理監査課
評議員会、理事会の開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ●定時評議員会 1回（令和2年 6/24） ●理事会 7回（令和2年 6/9、9/29、10/23、12/23、令和3年2/5、3/18、3/29） 	
事業内容	事業計画	事業実績
基本理念	地域を愛し地域の皆様の幸せのために心を込めて奉仕します	
基本方針	みのり福祉会の有する多種多様な事業を活用して福祉サービスの一層の充実を図り、ご利用者様、ご家族様、地域住民の方々が集い、笑顔と喜びを共有する地域の福祉コミュニティ「福祉の里」の実現に向かって取り組む。	
1 運営方針	<p>法人の基本理念を堅持しつつ、業務を展開する地域内でのサービス専門性を高めながら、業務運営する各施設の個別性を発揮しながら“笑顔と思いやり”そして“感謝の気持ち”をもって、ご利用者様・ご家族様へのきめ細かなサービスを展開して行く。</p> <p>(1)法人理念・基本方針に則り、地域福祉の総合的な担い手としての施設づくりに努める。 (2)地域の皆様との「つながり」を大事にした開かれた施設づくりを進め、地域福祉の拠点施設として信頼され支持される施設運営に努め、良質な福祉サービスを提供する。 (3)情報公開・個人情報保護に適切な措置を取るとともに、ご利用者様の個別処遇の向上、職員の資質の向上、施設の快適な環境整備等に一層努力しながら、ご利用者様の活動、生活の場としてより良い施設運営を行う。</p>	
2 施設の運営	<p>各施設運営においては「ご利用者様・ご家族様の満足度を上げる」ことを念頭に置き、「法人理念」と「基本方針」をもとに事業計画に沿って、施設並びに職種間の連携を重視し、各事業体が一体となり適切な介護保険サービスの提供を行いながら、常に見直す姿勢とチェック機能の充実を図ることとし、保育園、児童健全育成施設、母子生活支援施設、障害者支援施設、傷害福祉サービス事業所、老人福祉施設、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、サービス付き高齢者向け住宅を運営する。</p>	<p>各施設運営においては「ご利用者様・ご家族様の満足度を上げる」ことを念頭に置き、「法人理念」と「基本方針」をもとに事業計画に沿って、児童が心身ともに健やかな育成、身体障がい等により支援が必要な人にサービスの提供、又、各高齢者施設が一体となり適切な介護支援サービスの提供を行いながら、常に見直す姿勢とチェック機能の充実を図ることとし、児童福祉施設、障がい者支援施設及び障がい福祉サービス事業所、老人福祉施設、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、サービス付き高齢者向け住宅の運営を行った。</p> <p>随時、経営会議を行い、事業収入の確保、職場管理、など意見交換・経営に関する指導を行った。</p>
3 法人運営の透明化と情報管理	<p>(1)法人の運営、財務、事業内容などを公開するとともに、ホームページにおいても財務状況、事業内容などを公開し、開かれた法人として、地域、住民の皆様やご利用者様の理解と信頼を深め、公正で活力ある事業運営を推進する。 (2)個人情報に係る関係法令等を遵守し、法人が定めた個人情報保護に対する基本方針に基づき、事業により発生するご利用者様等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努めるとともに、運用に係る仕組みを整備し、個人情報の保護を図る。</p>	<p>(1)法人の運営、財務状況、事業内容を法人ホームページ、独立行政法人福祉医療機構のホームページ等に公開した。 (2)個人情報に対する基本方針に基づき適正かつ適切な取り扱いに努めるように指導するとともに、倫理要領に基づき法令遵守の徹底に努めた。</p>

<p>4 財務規律の強化</p>	<p>(1)介護報酬改定等に伴う適切な収入源予測や、事業所における施設整備、人材確保と育成等の取り組みに基づく財務予測を行い、財務状況を的確に把握し、適正な資金の確保と安定した経営管理に努め、自立した財務強化を図る。 (2)法人及び施設拠点ごとに収入と支出及び資産の状況を適宜確認し、その収益の把握によって予算と事業の執行をより適切に管理するため、次の取り組みを行う。 ①会計事務研修会 年1回 ②内部指導監査の実施 全事業所を対象とした経理監査課と人事課による指導及び監査</p>	<p>(1)施設長や出納職員を対象に、会計事務研修会を令和2年12月に開催し、内部監査に伴う注意事項や改正した会計事務処理の手引きに関する研修を行い、会計事務が適切に行われるよう努めた。 (2)本部事務局として各施設の内部監査を令和2年10月14日～11月6日まで実施し、適切な施設運営の執行に努めた。 (3)各施設の事業運営を、適宜確認しながら第4次補正予算まで編成することで、予算と事業の執行を適切に管理し収益の確保に努めた。</p>
<p>5 人材確保・人材育成力の強化</p>	<p>人材育成については、職場内教育として教育力・指導力を強化することを課題とし、実践に努める。就業意欲の維持向上の方策として、新任職員に対する指導・支援状況の確認・バックアップ及び既存職員の勤務状況・業務内容を把握し、個人及びチームとしての接遇・技能の向上を図るとともに、職員間のコミュニケーション・話し合いによりチーム力を高め、より良い職場づくりを進める。 (1)職員採用計画 職員確保については、育成を含め事業運営推進上で極めて重要な要素であるため、「魅力と働き甲斐のある職場づくり」・労働環境の整備を行う。 職員募集に関しては従来通り、ハローワーク、県立ハローワーク倉吉などを主に活用し必要に応じてメディア媒体を活用する。 (採用計画) ①福祉就職ガイダンス(担当:法人本部・各事業所施設長) ②求人誌への募集掲載(適宜に職員募集掲載を実施) ③学校・企業説明会への参加(担当:法人本部) ④学校訪問及び募集要項等の送付(担当:法人本部) (2)職員育成・研修計画 職員の能力・資質の向上を図るため、外部講師による研修を含めた法人内研修を定期に開催するとともに、外部研修への参加を進める。 ①関係機関・業界団体主催の研修会・会議 ②新任職員研修 新規採用職員を対象として、業務遂行上の対人援助の意義とそのあり方や、社会人としての基礎を学び、仕事のやりがいを見出すための研修。 ③フォローアップ研修 新任職員研修に続いて新任者の研修プログラムを拡大展開し研修担当者からの評価実施により業務内容や業務管理の進め方等についてフォローして行く。 ④管理職員研修並びに中堅職員研修 管理職員並びに中堅職員(リーダー以上)については、管理者・指導者としての指導的な立場の再認識と職種別に必要な資格の取得・外部研修への参加を指導、また、業務のあり方を検証し、スタッフ指導・育成方法等に関する研修を実施する。 ⑤実務者研修 業務に関する実務・技術等の専門研修及び外部研修に参加し専門性を高め、キャリアアップを図る。 ⑥法人役員の研修 法人全体の運営に関する事項など社会福祉事業に対してのニーズ変化に対応するため積極的に各種研修へ参加する。また、法人に求められる期待や課題を明確に把握し対応するため、社会福祉法人役員向けの研修や、国・県、社会福祉協議会、老人福祉協議会、関係各団体主催による研修会などへ積極的に参加する。</p>	<p>人材育成のため目標管理を伴った職場内研修が大きな役割を果たすことから、教育力・指導力を強化するために階層別に、リーダー・管理職としてのコミュニケーションについて研修を行った。また、一般職員を対象に接遇研修を実施し、職員に必要な接遇の知識・技術の習得、資質の向上に努めた。採用活動については、例年通りの活動とWEB説明会への参加をした。 (1)職員採用実績 年度前半に新規学卒、高卒の採用枠を決定し、ハローワークへの求人票提出を初めとして、公的職業あっせん機関、大学等での企業説明会参加、大学・高校等への求人票送付などの求人活動を行った。 また、鳥取企業ガイドや情報誌を活用し、法人の活動内容紹介と職員の処遇をPRし職員募集の広報を行った。 令和2年度採用実績 短大等卒 1名 その他、年度中途の欠員補充のための補充採用を行った。 36名採用 (2)職員育成・研修実績 法人役員及び職員の研修を次のとおり実施した。 【職員】 ①採用力向上セミナー、人材確保のための雇用管理改善、職場環境改善研修等参加 その他、外部研修について開催情報を各施設に情報提供し、各施設により所属職員が受講した。 ②新任職員研修(あいサポート研修) 実施日数: 2日 参加者: 2日計 29名 一般職員研修 実施日数: 3日 参加者: 101名 ③フォローアップ研修 実施日数: 3日 参加者: 11名 正職1年目、新卒採用1年・2年職員について、オリエンテーション形式での研修を行った。 ④中堅職員研修 実施日数: 2日 参加者: 39名 管理職員研修 実施日数: 1日 参加者: 25名 ⑤認知症サポーター研修 実施日数: 2日 参加者: 38名 ⑥法人役員の研修 新型コロナウイルス感染症の影響より、鳥取県社会福祉施設経営者会議は書面審議に変更され、また、社会福祉法人役員向けの研修や、国・県、社会福祉協議会、老人福祉協議会、関係各団体主催による研修会が、中止やWeb研修会へと移行する中で、オンラインへの対応にできるように整備を行った。</p>

<p>6 ご利用者様の処遇の向上</p>	<p>ご利用者様の日常の健康管理を充分行い、健康保持と疾病、感染症、食中毒などの発生予防に努める。</p> <p>(1)ご利用者様の体調に変化がある場合は、医療機関と連絡を密にして迅速、適切な措置をとり、安心して施設での活動や生活が送れるよう配慮し、支援する。</p> <p>(2)施設での日常生活において、学びや生きがいや潤いを得ていただくため、各種行事やレクリエーション等を効果的に行うよう創意工夫する。</p> <p>(3)ご利用者様お一人おひとりの権利や尊厳が守られ、明るく、楽しく、穏やかな生活が過ごせるよう努める。</p> <p>(4)ご利用者様・ご家族様の苦情・意見や相談に適切に対応し、ご利用者様・ご家族様のニーズに対して満足していただけるサービスを提供する。</p>	<p>ご利用者様の健康状態を把握し、疾病や怪我などを防ぎ、健康の維持・改善を図り快適な生活が送れるように連携し、健康管理や事故防止に努めた。</p> <p>(1)医療機関と綿密な連携を図り、適切な措置を行い安心して活動や生活が送れるように努めた。</p> <p>(2)ご利用者様が、楽しみながら参加できる行事・レクリエーションの企画、立案に努めた。</p> <p>(3)ご利用者様を主体として、個別処遇に重点をおき利用者の尊厳保持やプライバシーを尊重しつつ、職員の連携を図りご利用者様の満足度の向上と自立した生活を営むことができるように支援に努めた。</p> <p>(4)ご利用者様・ご家族様の苦情・意見や相談を親切丁寧に聞き取りを行い、満足していただけるよう対応に努めた。</p>
<p>7 安全管理及び衛生管理</p>	<p>全国各地で洪水等の水災害頻発・激甚化していることに対応し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、水防法に基づき市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内の要配慮者利用施設として作成した避難確保計画に基づき避難訓練を実施し災害に備える。</p> <p>(1)水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難確保計画を基に風水害をはじめとする非常災害対策に万全を期すと共に、災害発生時には、ご利用者様・ご入居者様等の安全確保を第一とし、迅速な対応をしていく。</p> <p>①作成した避難確保計画を職員に周知徹底するほか、ご利用者様やご家族の方々にも日頃より確認できるよう、掲示板に掲載する。</p> <p>②防災設備の定期点検を励行し、消火訓練や避難訓練を実施して有事に際して万全を期すとともに、ご利用者様の安全を確保する。</p> <p>③大規模災害時における入所施設等の事業継続が迅速に対応できるよう中部地区の市・町と締結した「災害時の要援護者の受け入れに関する協定」に基づく日常的な地域との連携を図る。</p> <p>(2)安全衛生に関し関係行政機関の指導や情報収集、検討会の開催による意見交換等により、現行の『ウイルス感染症対応マニュアル』に新型コロナウイルス感染症対応を加えて改訂するとともに、衛生管理教育の学習を深め、衛生管理と感染症対策に取り組む。また、各種研修等を通じて安全点検、見守りの徹底を図る。</p> <p>(3)ご利用者様個々の生活状況を把握するとともに、ヒヤリハットの実践などリスクマネジメントの徹底を図り事故防止に努め、質のよい充実した施設生活を送っていただけるように、安全に配慮したサービスを提供する。</p>	<p>令和2年7月熊本豪雨災害を受け、鳥取県消防防災課による洪水等の浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の水害発生時における対応について、現地調査の元、指導を受けた。</p> <p>(1)鳥取県消防防災課の現地指導により、要配慮者利用施設における避難確保計画の一部改正を行った。</p> <p>①作成した避難確保計画を職員に周知徹底するほか、ご利用者様やご家族の方々にも日頃より確認できるよう、掲示板に掲載した。</p> <p>②各事業所が防災設備の定期点検を行うとともに、消火訓練、避難訓練を実施し、初動職員の把握や応援要請方法、緊急時の移動方法、非常時の安否確認訓練を実施した。</p> <p>③大規模災害時における入所施設等の事業継続が迅速に対応できるよう中部地区の市・町と締結した「災害時の要援護者の受け入れに関する協定」に基づく日常的な地域との連携を図った。</p> <p>(2)関係行政機関の情報により各種研修会を実施するとともに、衛生管理と感染症対策に努めた。</p> <p>また、元年末に発生した新型コロナウイルスは、瞬間に全世界に感染が拡大し、国内においては、緊急事態宣言が出されるなど、大都市圏における感染が収まらない状況にある。法人においても、高齢者や基礎疾患がある人が感染すると重症化してしまうことから、全職員に対し県外への行動報告や感染予防を徹底するよう指導した。</p> <p>なお、現行の『ウイルス感染症対応マニュアル』の改訂を予定していたが、新型コロナウイルスの感染力が強く予防指針は国が発しているが、統一的な予防対策マニュアルは、今後見直しされる予定のため、今後これを参考として改定する。</p> <p>(3)「気づき」の観察力を高めるため、ヒヤリ・ハットを実践することにより、リスクマネジメントとして分析し、事故防止に努めた。</p>
<p>8 地域社会との連携・交流並びに地域貢献の取り組み</p>	<p>事業所毎の特性・特色を活かした施設機能等の地域還元や社会福祉法人の使命に照らした社会貢献活動への協力をしていく。</p> <p>① あいサポーター及び認知症サポーターの養成 あいサポート認証団体として、あいサポーター及びあいサポートリーダーの養成を進めるとともに、『あいサポート運動』を推進する。</p> <p>また、認知症サポーター研修は、地域での高齢者の皆様の見守り・相談に寄与できる役割を担うものであり、継続的な研修実施によりサポーターを育成し地域との連携に努める。</p> <p>②地域での介護予防教室(地域支援事業)の開催 近隣自治会や町内会への働きかけを積極的に行い、身近なテーマで施設職員による講習会等を実施し、地域に施設の顔が見える取り組みを強化する。</p>	<p>新型コロナウイルス感染者の増加と共に、地域での行事、活動がほとんど中止となり社会福祉法人の使命に照らした社会貢献活動が出来ない年度となってしまった。</p> <p>①あいサポーター及び認知症サポーターの養成 新任職員研修において、あいサポーター研修を行った。 認知症サポーター養成については、新任職員、中途採用職員の研修を行った。</p> <p>②地域での介護予防教室(地域支援事業)等への参加 近隣自治公民館、町内会の行事や講習会(岩倉サロン)など新型コロナウイルスの影響でほとんど中止となった。</p>

	<p>③ボランティア等の受け入れ 中学生を対象とした職場体験や高校生・大学生を対象としたインターンシップ体験を積極的に受け入れ、幼児、高齢者、障がい者への理解を深めてもらうと共に、保育所や福祉施設の現状を知っていただく機会とし、参加型福祉コミュニティの形成に寄与する。</p> <p>④地域福祉支援室及びギャラリーみのり大山での地域交流 地域福祉支援室は、公益的取組みとして、地域の中で生活する子ども、高齢者、障がい者及び家族のための、日々の困りごとを気軽に相談できる窓口としている。相談に適切に対応することにより、子ども、高齢者、障がい児・者等の生活の安定に貢献する。また、ギャラリーみのり大山を地域交流の場として活用しながら、出展・鑑賞される皆様、施設ご利用者様、ご家族様と職員スタッフ、地域の方々の憩いの場を提供すると共に、随時、福祉に係る相談に対応する。</p> <p>⑤公益的活動の観点から各施設が所在している地域の祭りや地域行事等に積極的に参加する。また、法人の各種事業のノウハウ及び人材を活用し、法人ができる公益的活動を企画し推進するよう努める。</p> <p>⑥ 地域との連携活動 法人施設を活用し、ご利用者様・ご家族様及び地域住民の皆様に参加いただき、楽しく交流できる行事を実施する。 ・福祉の里夏祭りの開催 ・福祉の里文化祭の開催</p>	<p>③ボランティア・体験学習の受け入れ 新型コロナウイルス感染の影響により、中央高等学園専修学校、傾聴ボランティア、中学生、高校生のボランティアの受け入れなど中止せざる負えない状況となった。</p> <p>④地域福祉支援室及びギャラリーみのり大山での地域交流 地域福祉支援室において、福祉経営相談 8件、サービス利用相談 7件、就職相談 3件、生活相談 6件、研修会相談 2件、法律相談 1件、その他として地域福祉活動支援の依頼 14件に対応した。 みのり大山ロビーに開設した「ギャラリーみのり大山」において、地域で創作活動をされている個人・グループの絵画展・写真展等を開催して来たが、新型コロナの流行のため、令和2年度の開催は3回に留まり、現在は活動停止状態である。また、毎月開催していた囲碁・将棋の会、子ども将棋教室も休止中である。地域の行事への積極的参加として、「あなたと私の待合所(梓島代表)」、傾聴ボランティア「あいりす」、はとびあ創造との連携と支援に務めた。</p> <p>⑤地区恒例の夏祭り及び地域の行事、清掃活動、たかしろさわやかサロン(高城人権センター)に参加していたが、新型コロナウイルス感染の影響により、止む無く中止となった。</p> <p>⑥地域との連携活動 法人施設を活用し、ご利用者様・ご家族様及び地域住民の皆様に参加いただき、楽しく交流できる行事を計画していたが、新型コロナウイルス感染の影響により、中止、縮小となった。 ・福祉の里夏祭り 中止 ・福祉の里文化祭 縮小して開催</p>
<p>9 施設及び事業運営に関する課題</p>	<p>(1)介護事業に係る定員充足の促進 定員充足を目指して、地域包括センター、医療機関等との密接な連携を維持すると共に、地域・住民の皆様との連帯を深めることに努め、信頼される施設としての利用の増加を図る。</p> <p>(2)施設整備の実施 各施設の改築、改修及び修繕等について、適切な施設環境を維持するため施設整備計画に基づき年次的に整備を行う。</p> <p>①向山保育園増改築 遊戯室の増築を行う。</p> <p>②機械・器具等買い替え 老朽化等により不調となっている機械・器具並びに更新時期を迎える機械・機器についての買い替えを行う。</p>	<p>(1)介護事業に係る定員充足の促進 特に通所介護事業所(デイサービス)については、各施設の経営状況を確認しながら、法人として安定した運営を行うため、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関との連携を図りながら、地域・住民の皆様と連帯した魅力ある、また、信頼される施設となるよう努めた。職員の介護技術の向上と連携によるご利用者様の満足度の向上を図った。</p> <p>(2)施設整備の実施 各施設の改修及び修繕等について、適切な施設環境を維持するため施設整備計画に基づき年次的に整備を行った。</p> <p>①向山保育園遊戯室増改築について 倉吉市保育所等整備交付金を活用し、別棟として遊戯室を新築した。</p> <p>②機械・器具等買い替え 老朽化等により不調となった空調機器、トイレの洋式化及び建物の修繕並びに買替時期を迎える機械・機器についての買い替えを行った。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症対策事業関連 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、国、県、市より感染防止対策補助金が創設され、施設内、入居者、職員等に対し、オンラインの整備、顔認識温度検知カメラ、公用車抗菌コーティング、空気清浄機、衛生用品、手洗い整備等感染予防に係るあらゆるものが補助金対象となったため、この補助金を活用して整備を行った。</p> <p>補助金 新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業、鳥取県新型コロナウイルス対策オンライン面会支援事業、鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金、倉吉市新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(保育園・児童センター)、鳥取県児童養護施設等新型コロナウイルス感染防止対策衛生用品購入補助金等</p>